

住民税が課税されない方

住民税は所得や家族の状況によって課税されない方がいます。

(1) 非課税の方（均等割と所得割のどちらも課税されない方）

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ア 扶養親族のいない方 38万円
 - イ 扶養親族のいる方は次の金額以下の方

単位：円

| 扶養人数 | 合計所得金額 | 扶養人数 | 合計所得金額 |
|------|-----------|------|-----------|
| 1人 | 828,000 | 5人 | 1,948,000 |
| 2人 | 1,108,000 | 6人 | 2,228,000 |
| 3人 | 1,388,000 | 7人 | 2,508,000 |
| 4人 | 1,668,000 | 8人 | 2,788,000 |

* 扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。

(2) 均等割のみ課税される方（所得割が課税されない方）

- 上記（1）に該当しない方で前年中の総所得金額等が下記の金額以下の方
- ア 扶養親族のいない方 45万円
 - イ 扶養親族のいる方は次の金額以下の方

単位：円

| 扶養人数 | 総所得金額等 | 扶養人数 | 総所得金額等 |
|------|-----------|------|-----------|
| 1人 | 1,120,000 | 5人 | 2,520,000 |
| 2人 | 1,470,000 | 6人 | 2,870,000 |
| 3人 | 1,820,000 | 7人 | 3,220,000 |
| 4人 | 2,170,000 | 8人 | 3,570,000 |

* 扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。